

選定療養に導入すべき事例等に関する 提案・意見募集の結果への対応等について

1 選定療養に導入すべき事例等に関する提案・意見募集の結果への対応について

○ 7月17日の中医協総会において、選定療養に追加すべき事例等に関する提案・意見募集の結果（速報）について、報告を行い、今後、必要に応じて中医協で議論することとした。

○ 寄せられた意見について、以下の対応方針としてはどうか。

（1）既存の選定療養の対象範囲を見直すもの

○ 「患者や患者家族への時間外の病状説明」を選定療養の類型である「時間外診療」に加えることについては、

- ・ 選定療養として位置付けた場合、医師等の時間外の病状説明に係る業務が減少し、医師等の負担軽減に資する可能性がある。一方、設定金額によっては、時間外の病状説明が増加し、かえって医師等の労働時間が増えてしまうおそれ等があること

- ・ 現在、各医療機関において、チーム医療の推進やタスクシフティング等医療従事者の働き方改革に資する様々な取組が進められており、「勤務時間内での病状説明」についても各医療機関で導入が進められているところであること

- ・ また、国民（患者）に対しても、各医療機関での取組への理解を含めた医療のかかり方について、周知・啓発が進められているところであること

等の理由から、これらの取組の進捗状況や医療機関及び患者の意識の変化等を見極めつつ、慎重に検討する必要があるため、まずは医療機関における対応や患者の意識に関する実態等を把握した上で、改めて次回以降に検討することとしてはどうか。

(2) 療養の給付と直接関係ないサービス等に追加するもの

- 患者の求めに応じ、保険薬局が調剤した医薬品を患家に配送する場合に係る費用について、療養の給付と直接関係ないサービス等として費用徴収が可能であることを明記してはどうか。

なお、この場合、当該保険薬局の保険薬剤師は、必ず患者の医薬品受領の確認を行うものとする。

- なお、今回寄せられた意見のうち、上記のもの以外のものは、
 - ・ 医療技術評価分科会（医技評）に同様の提案があるなど、療養の給付との関係を整理すべきもの
 - ・ 療養の給付として既に保険適用の対象となっているもの
 - ・ 保険適用の対象となっているものと組み合わせる必要がなく、自由診療として行うべきもの
 - ・ 選定療養や療養の給付と直接関係ないサービス等として、既に患者から費用を徴収することが認められているもの等の理由で対応しないこととしてはどうか。

2 先進医療会議からの提案への対応について

- 令和元年7月4日の先進医療会議において、保険適用された医薬品同士を比較し診療ガイドラインの改善につなげるなど、診療の最適化に資する臨床研究を推進するため、「既に保険適用になっている医療技術等の再評価を行うことを目的とした臨床研究であって、一部に保険適用外の検査等を含むもの」について、先進医療として取り扱うことについて議論したが、保険導入を目指すという先進医療の制度趣旨に馴染まないことから、既存の保険外併用療養費を前提とすれば、選定療養の枠組みの中で取り扱うことが妥当ではないかとの意見があった。

- 上記の先進医療会議からの意見について、以下の対応方針としてはどうか。

- 「既に保険適用となっている医療技術等の再評価を目的とする臨床研究」に伴う「制限回数を超える検査等」を選定療養の類型である「制限回数を超える

医療行為」に加えることについては、

- ・ 「既に保険適用となっている医療技術等の再評価」が本来の趣旨であり、保険導入を前提としない選定療養の趣旨とは大きく異なること
- ・ 選定療養は患者の自由な選択と同意によるものであるが、本件は、通常、その回数や実施時期等について、臨床研究計画で規定されており、必ずしも患者の自由な選択と同意によるものではないこと

等の理由から、選定療養の枠組みでは対応することは適切ではないのではないか。むしろ、本件について、趣旨を鑑みれば、法改正を含め保険導入のための評価を行う評価療養を見直すことによる対応を検討することとしてはどうか。